

川崎市国際交流センター特定天井対策等検討業務委託
募 集 要 領
(公募型プロポーザル)

令和7年3月

川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課

1 公募型企画提案に関する基本事項

(1) 件名

川崎市国際交流センター特定天井対策等検討業務委託

(2) 履行場所

本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託内容

詳細は、別紙「川崎市国際交流センター特定天井対策等検討業務委託 仕様書」のとおりです。

(5) 事業概算額

14,965,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(7) プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始、質問受付開始	令和7年3月12日（水）
質問提出締切	令和7年3月26日（水）午後5時必着
質問回答送付	令和7年3月31日（月）
参加意向申出書提出締切	令和7年4月9日（水）午後5時必着
提案資格確認結果通知書送付、企画提案書等受付開始	令和7年4月14日（月）
企画提案書等の提出締切	令和7年4月21日（月）午後5時必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和7年5月7日（水）（予定）
審査結果通知	令和7年5月中旬以降（予定）

(8) 担当部署（問合せ先）

部署名・担当者	川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課 堤
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号	044-200-3680
電子メール	25tabunka@city.kawasaki.jp
受付時間	午前9時～正午、午後1時～午後5時（土日祝などの閉庁日を除く。）

2 参加資格

この企画提案に参加するには、次の事項を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種10（建築設計）・01（意匠設計）で登録されていること。
- (4) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 公募手続

- (1) 募集要領（本書）及び仕様書の公表

ア 公表日 令和7年3月12日（水）

イ 配布場所 本市ホームページに掲載するとともに、担当部署で配布も行います。

（2）参加意向申出書の受付

本公募への参加を希望する場合は、「参加意向申出書」（様式1）、「実績表（類似業務の契約実績を証する書類）」（様式2）に必要事項を記入の上、次のとおり持参又は郵送により担当部署まで御提出ください。郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るものとしてください。

ア 受付期間 令和7年3月12日（水）～令和7年4月9日（水）午後5時必着

イ 提出書類 参加意向申出書及び実績表

（3）提案資格確認結果の通知

提案資格を確認後、令和7年4月14日（月）までに参加意向申出書に記載されている電子メールのアドレス宛てに、「提案資格確認結果通知書」を交付します。「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

（4）質問書の受付

ア 質問方法 仕様書や企画提案書作成に関する質問は、本要領に添付された「質問書」（様式3）を使用し、電子メールの添付ファイル（PDF形式）でのみ受け付けます。メール件名は「業務委託 質問書」とし、メール送信後、担当部署に電話し、メールの送受信確認を行うことで質問が完了したものとします。ただし、提案資格のない者からの質問にはお答えしません。

イ 受付期間 令和7年3月12日（水）～令和7年3月26日（水）午後5時必着

※メール送受信確認の電話受付時間は、上記1（7）と同様とし、受付終了日の午後5時までに、電話による確認が完了したもので受け付けます。

ウ 回答方法 提案資格があると認められる者全員に対し、令和7年3月31日（月）までに電子メールにて送付します。電話等による個別対応は行いません。

（5）企画提案書等の提出

上記（3）において、提案資格があると認められた者は、企画提案書等を、次のとおり、持参又は郵送で担当部署まで御提出ください。郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るものとしてください。

ア 提出書類 ※いずれもA4判で任意様式とし、PDFデータで1部提出してください。

（ア）企画提案書

提案書は、表紙を除き5ページ以内とし、「3（7）イ 評価基準」を踏まえ、フロー図などわかりやすい表現となるよう留意の上、作成してください。

（イ）業務実施体制表

（ウ）見積書

提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。なお、企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

イ 受付期間 令和7年4月14日（月）～令和7年4月21日（月）午後5時必着

（6）企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は持参又は郵送にて、辞退届（様式4）を令和7年4月21日（月）午後5時までに提出してください。

（7）選定方法

ア 選定方法、審査体制

本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員がそれぞれ企画提案の内容及び質疑応答

の結果に対して、「3（7）イ 評価基準」に基づき評価を行います。

評価委員の評価点の平均が60点に達した提案者のうち、評価点の合計が最も高い者を本委託業務の受託予定者として特定します。同点の場合は、次の順で業者を選定するものとします。

- （ア）「企画提案の内容」の評価点が高いもの。
- （イ）企画提案の内容のうち、「具体性が十分であること」の評価点が高いもの。
- （ウ）具体性が十分であることのうち、「特定天井対策手法の検討」の評価点が高いもの。
- （エ）具体性が十分であることのうち、「遮音対策手法の検討」の評価点が高いもの。
- （オ）企画提案の内容のうち、「独創性・実効性があること」の評価点が高いもの。
- （カ）「事業実施体制」の評価点が高いもの。
- （キ）見積金額が低いもの。

イ 評価基準

評価区分	評価項目		評価基準	配点
業務目的の理解度 【配点 10 点】	業務目的が十分に理解されていること		業務目的を十分に理解し、仕様書・公募要項に沿った提案となっている。	10
企画提案の内容 【配点 80 点】	具体性が十分であること	特定天井対策手法の検討	過去の特定天井対策等の検討に関わる類似実績等から業務の適切な履行が見込まれる。	10
			対策手法の検討を行う上で、当該施設の特徴の把握方法、また、その特徴を踏まえた対策手法の検討方法が合理的である。【仕様書5(2)ア、イ】	20
		遮音対策手法の検討	過去の遮音対策等の検討に関わる類似実績等から業務の適切な履行が見込まれる	10
			対策手法の検討を行う上で、当該施設の特徴の把握方法、また、その特徴を踏まえた対策手法の検討方法が合理的である。【仕様書5(3)ア、イ、ウ】	20
		適切な改修範囲の検討及び概算工期・事業費の算出	適切な改修範囲の検討方法が合理的であり、概算工期・事業費の算出方法が現実的かつ具体的である。【仕様書5(4)アイ】	10
	独創性・実効性があること		提案団体の専門的知識・技術を活かした創意・工夫のある提案内容となっており、提案の取組内容に実効性がある。	10

事業実施体制 【配点 10 点】	本委託が無理なく、確実に実施されること	事業の実施スケジュールや計画に無理がない。	5
		事業実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	5
			100

ウ プロポーザル評価委員会の実施

(ア) 日 程 令和7年5月7日(水) 午後(予定)

(イ) 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎(詳細は別途ご連絡します)

(ウ) 時間目安 各社30分以内(説明15分、質問15分)

(エ) 実施方法等

- ・プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。
- ・使用する説明資料は、提出された企画提案書等のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。
- ・インターネット環境はありません。
- ・説明に際し使用できる機器の詳細は別途ご連絡します。

(8) 審査結果の通知

審査結果は、「結果通知書」により、令和7年5月14日(水)以降に各提案者全てに郵送で通知します。また、当課のホームページでも公表します。なお、選定結果等について電話・電子メール等での問合せには応じられません。

4 契約の締結に関する手続等

審査結果の通知後、本市と選定業者との間で仕様の再確認を行い、個別協議の上、契約を締結します。なお、企画提案書等に記載された内容及び企画提案会の質疑応答で回答された内容については、原則として契約時の仕様に反映することとします。

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 契約書の作成は、必要とします。

5 その他

(1) 応募に関して必要となる一切の費用は応募者の負担とします。

(2) 提出された応募書類は返却いたしません。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(4) 応募者は、本公募に際して知り得た情報については、本公募への応募のみに用い、第三者への提供や公表を行わないこととします。辞退・失格・落選となった場合も同様とします。

(5) 各提案者が自らの評価点について開示を希望する場合は、結果の通知日から起算して5日以内に、本市に照会することができます。この場合、開示内容は契約予定業者及び照会業者の評価点のみとします。

(6) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)